



中小企業者等の固定資産税軽減措置について

このたび新型コロナウイルスの影響により、生活に影響を受けている地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。そんな中、休業又は事業収入が大幅に減少し、厳しい経営環境に直面している中小事業者の方々に対して、固定資産税（都市計画税を含む）の負担を軽減する措置が講じられます。

対象者

- ①資本金が1億円以下の法人
- ②資本金を有しない場合は従業員1,000人以下の法人
- ③従業員1,000人以下の個人事業主

ただし、大企業の子会社等は対象外となります。

売上要件と減免率

令和2年2月～10月までの期間の中で、連続する任意の3ヶ月間の売上高の合計が前年の同じ期間と比べて

- ①50%以上減少の場合は全額を減免
- ②30%以上50%未満減少の場合は2分の1を減免

軽減対象

- ①事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ②事業用家屋に対する都市計画税

土地や居住用家屋は対象外となります。また、事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業

専用割合に応じた部分が対象となります。

申請手続き

- ①認定経営革新等支援機関等（専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ、税理士、公認会計士、弁護士等の支援機関）へ、適用要件の確認を依頼し、確認書の発行を受ける。
- ②令和3年1月以降に申請期限（1月末）までに固定資産税を納付する各市町村に必要書類と一緒に申請をする。

各市町村への申請は、毎年行われる償却資産税の申告書と同じ提出期間となります。

本制度は令和3年度の課税分に対する軽減措置です。令和2年度分には適用されません。しかし、令和2年2月以降、売上が前年同月比20%以上減少している場合は、納期限から1年間納税が猶予される特例を受けることができます。